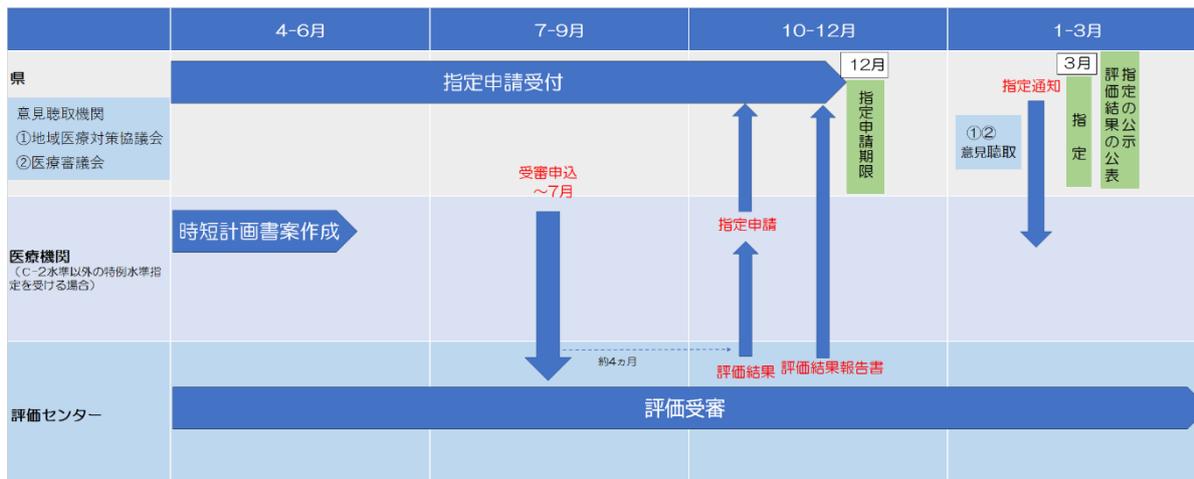


特定労務管理対象機関指定申請の手引き

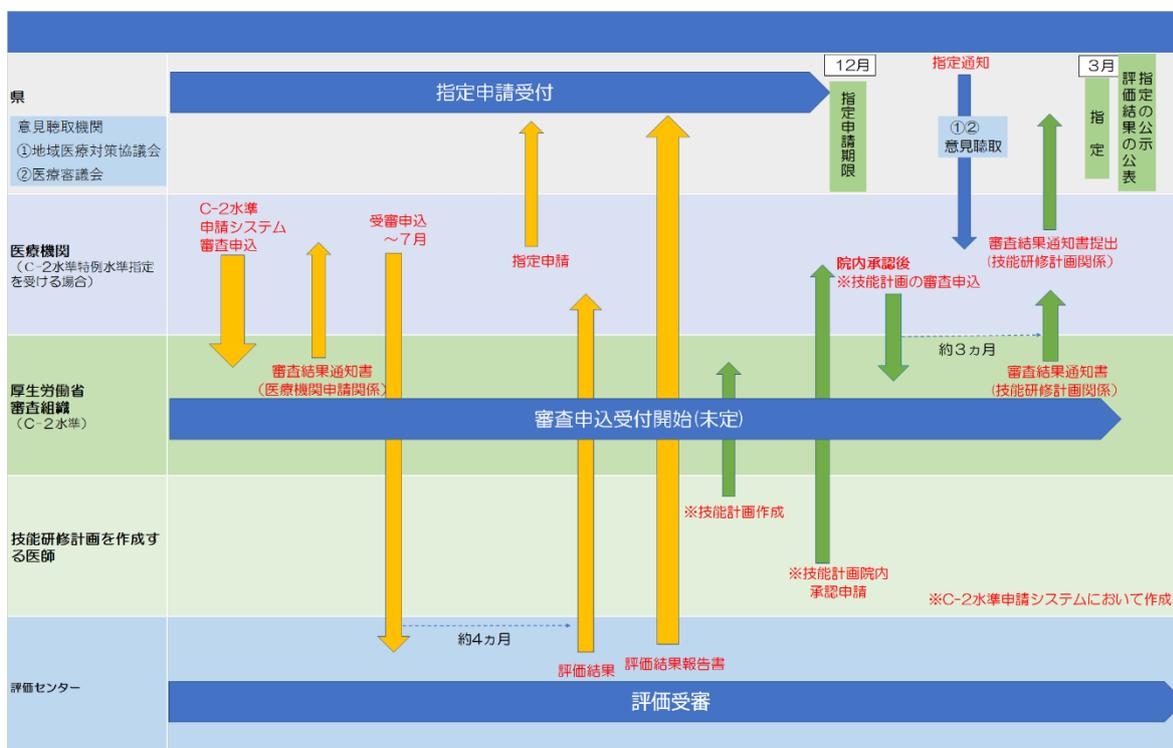
佐賀県医務課医療人材政策室
令和5年4月

【特例労務管理対象機関指定申請スケジュール】

▶ 特例水準（B・連携 B・C - 1水準）



▶ 特例水準（C - 2水準）



【提出書類】

※県への提出は、メール等による電子データまたは特例水準申請システム（G-MIS）による提出をお願いします

全水準 共通書類	◆医師労働時間短縮計画（案）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価センターを受審したもの ✓ 評価センターの指摘を受け、変更した場合は変更後のもの
	◆（様式５）誓約書（労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないことを証する書類）	✓ 県労働局へ照会することがあります
	◆医療機関勤務環境評価センターにおける評価結果報告書	✓ 有効期限内の結果報告書（評価日から３年以内）
	◆追加的健康確保措置の体制が整備されていることを証する書類	✓ 評価センターにおける評価結果報告書を添付することで省略できる場合があります
B水準	<p>【指定要件】（法第 113 条第 1 項）</p> <p>次に掲げる医療を提供するために、勤務する医師にやむを得ず長時間労働をさせる病院又は診療所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.救急医療 2.居宅等における医療 3.地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療 	
	◆（様式 1）特定地域医療提供機関指定申請書	
	◆救急医療機関やがん診療の拠点医療機関であることを証明する書類	✓ 救急告示又は佐賀県保健医療計画等で位置づけている場合等については省略できます
連携B水準	<p>【指定要件】（法第 118 条第 1 項）</p> <p>地域の医療提供体制を確保するために必要な派遣を行うことによって、派遣される医師がやむを得ず長時間労働となる病院又は診療所</p>	
	◆（様式 2）連携型特定地域医療提供機関指定申請書	
	◆指定に係る派遣の実施に関する書類	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 派遣先医療機関が発行する辞令 ✓ 医師に対する副業・兼業許可書 ✓ 派遣先医療機関リスト <p>（匿名化したもの）</p>

C-1 水準	<p>【指定要件】（法第 119 条第 1 項） 臨床研修／専門研修に係る業務により、やむを得ず臨床研修医/専攻医に長時間労働をさせる病院又は診療所</p>	
	<p>◆（様式 3）技能向上集中研修機関指定申請書</p> <p>◆指定に係る業務があることを証する書類</p>	<p>✓ 研修プログラム ※「病院群の想定時間外・休日労働時間」を含む ✓ 臨床研修年次報告等を、県に提出している場合は省略できます</p>
C-2 水準	<p>【指定要件】（法第 120 条第 1 項） 特定分野における高度な技能を有する医師を育成するために、研修を受ける医師を長時間労働させる必要がある病院又は診療所</p>	
	◆（様式 4）特定高度技能研修機関指定申請書	
	◆法第 120 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類※	✓ 厚生労働省審査組織に提出した技能研修計画書等
	◆法第 120 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類 （医療機関の教育研修環境等に対する審査）	<p>✓ 厚生労働省審査組織による審査結果通知書 ✓ 有効期限内の結果報告書（評価日から 3 年以内）</p>
	◆法第 120 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類 （技能研修計画に対する審査）※	<p>✓ 厚生労働省審査組織による審査結果通知書 ✓ 有効期限内の結果報告書（評価日から 3 年以内）</p>
<p>※申請時点でその分野における医師がいない場合であっても、指定後にその分野における医師（審査組織による技能研修計画の確認を受けた医師）により業務が行われることが想定されていれば、医療機関の C-2 指定を先に申請することができます。当該医師の業務が始まる前に業務に係る C-2 指定を申請してください。</p> <p>C-2 水準関連の審査組織による審査は、申請締切から約 3 ヶ月かかります</p>		